

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日など、適切な方法により取り組みを推進するとともに、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

（1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事

港湾工事においては、実日数4週間程度と見込まれる工事

（2）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等

（3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、（3）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第3条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。

(5) 完全週休2日(土日)

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(8) 4週8休以上(港湾工事積算基準書により積算する工事の場合)

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、4週間を1期間とした時、1期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

(発注)

第4条 治山林道必携により積算する工事の場合は月単位の週休2日、港湾工事標準積算基準書により積算する工事の場合は4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- 1 土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準により積算する工事においては、工事完成時、受注者は週休2日達成状況報告表(別紙1を参考とする)を監督員に提出するものとする。
- 2 港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表(別紙2を参考とする)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
 - (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
 - (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め現場閉所率について確認を行う。
なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- 3 治山林道必携により積算する工事においては、次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、完全週休2日(土日)の取組を希望する場合、現場着手前に発注者と

協議するものとする。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

(2) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(3) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(4) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め現場閉所率等について確認を行う。その結果、第4条に定める補正係数に変更が生じる場合は、変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第6条 治山林道必携、港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

附 則

この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。

この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和5年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和6年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和6年10月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和7年10月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和8年10月1日から施行する。